

地方独立行政法人北海道立総合研究機構府省共通研究開発管理システムにおける
研究者登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の職員が「府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）」に、登録・変更・削除を行う基準に関し、必要な事項を定める。

(e-Rad への登録)

第2条 e-Rad への登録対象は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構職員給与規程（平成22年規程第18号）第8条第3項第3号に規定する研究職給料表の適用を受ける者および地方独立行政法人北海道立総合研究機構再雇用規程（平成22年規程第17号）第13条第2項第3号に規定する再雇用研究職給料表の適用を受ける者（以下「研究者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各試験場の場長等（各試験場の場長、食品加工研究センター・所長、ものづくり支援センター・センター長、北方建築総合研究所・所長、建築性能試験センター・センター長）、又は各研究本部長、法人本部にあっては研究事業部長が特に認める者は、登録することができるものとする。
- 3 e-Rad への登録を希望する研究者は、所属する試験場の場長等、又は所属する研究本部の研究本部長、法人本部にあっては研究事業部長に対して、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）研究者登録・変更 申請書」（別記第1号様式）を提出する。
- 4 場長等、研究本部長、法人本部・研究事業部長が承認した研究者について、各試験場、又は各研究本部、法人本部にあっては研究事業部で e-Rad に登録する。

(e-Rad への登録内容の変更)

第3条 e-Rad の登録内容が変更になった研究者は、所属する試験場の場長等、又は所属する研究本部の研究本部長、法人本部にあっては研究事業部長に対して、別記第1号様式により申請する。

- 2 場長等、研究本部長、研究事業部長が承認した変更内容について、各試験場、又は各研究本部、法人本部にあっては研究事業部で e-Rad 上の登録情報を更新する。
- 3 個人情報に該当しない項目の変更については、研究者からの申請を省略できるものとする。

(e-Rad への登録の削除)

第4条 研究者が退職した場合は、各試験場、又は各研究本部、法人本部にあっては研究事業部で e-Rad の登録を削除する。ただし、研究者が道総研に再雇用された場合は、登録を削除しない。

(相談窓口の設置)

第5条 e-Rad の登録・変更・削除に関する相談窓口を法人本部 研究事業部に設置する。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」研究者登録・変更 申請書 (案)

〇〇 様

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」への研究者登録について、次のとおり申請します。

申請年月日： 令和 年 月 日
 所属： 試験場 部 グループ
 申請者職・氏名：

新規登録 変更

(申請内容)

* 研究者番号 (8 桁)		すでにお持ちの方は記載
* 氏名 (ヨミ)	【姓】	【名】
* 氏名 (漢字)	【姓】	【名】
* ローマ字	【姓】	【名】
* 生年月日 (西暦)	年 月 日	
* 性別：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
* 学位	<input type="checkbox"/> 学士、 <input type="checkbox"/> 修士、 <input type="checkbox"/> 博士 (博士取得年：西暦)	
所属：	研究本部	試験場
職名：		
電話番号：		
FAX 番号		
E-mail	@hro. or. jp	
科研費応募資格：	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

- ・* 個人情報に該当する項目
- ・学士と修士の取得年は記載不要
- ・変更を申請する職員は、すべての事項を記載し、変更部分に下線を引くこと。
- ・ワーキングネームを使用している職員はワーキングネームで登録すること。
- ・道総研以外の研究機関において、すでに e-Rad への研究者登録を実施している職員については、予め以前の所属機関での登録を削除したあとに「変更」を申請すること。
- ・科研費応募資格

応募資格の有無は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構科学研究費補助金による研究実施規程 (令和 3 年 4 月 1 日規程第 38 号) を参照して下さい。